

大口需要家に係る制限緩和及び適用除外について

原則

医療施設

〔制限緩和の申請を行った場合〕

〔適用除外が認められる時間帯〕

昨年
の使用
最大電力

15%減

0%減
(昨年
の使用
最大電
力まで電
力使用が
可能)

昨年
の使用
最大電
力を超え
て、電力
使用が可
能

制限値を超えた
場合は罰則あり

適用除外が認められる
時間帯に限り、制限
値を超えても罰則なし